

公的研究費の管理監査のガイドライン(実施基準)への対応について

不正防止計画・推進部署 統合研究機構事務部



研究費等の管理について

※文部科学省競争的研究費調整室
資料より引用

研究者に対する措置

公的研究費は、国民の貴重な税金を原資として成り立つため、**助成機関の使用ルールや、研究機関における使用ルール**により適切に管理されることが必要です。
その**使用ルールの誤った理解により、思わぬ不正に繋がるケースが多く、注意**が必要です。そのためには、それぞれの使用ルールの確認などについて、日頃から**研究機関の事務担当者等に相談することが大切**です。

不正に関与した研究者に対する措置は、主に以下のような措置があります。

人事処分

【所属機関の懲戒規程等】

※懲戒の事例として、懲戒免職、停職、減給等があります

不正使用金額の返還

【補助金適化法又は委託契約条項】

※不正使用した当時から返還までの期日に応じた加算金等が加算されます

刑事処分

【刑法】

※悪質な不正使用事案の多くは詐欺罪を適用されています

競争的資金の 応募資格制限

【関係府省申合せ】

※平成24年度の改正に留意(4頁を参照)してください



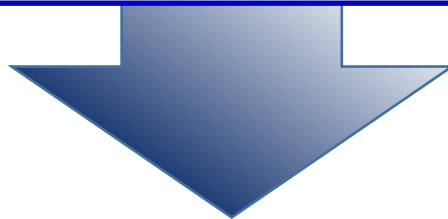
ガイドラインの種類

○研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

- ・研究活動の不正行為に対する基本的考え方を明らかにし、研究活動における不正行為を抑止する研究者、科学コミュニティ及び研究機関の取組を促すため研究機関が整備すべき事項等について指針を示したもの。

○研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン

- ・研究機関が、競争的資金等の運営・管理を適正に行うために、公募型研究資金について、**配分先の機関において、それらの更なる適正な管理**がなされるよう必要な事項を示したもの。



- ・不正が発覚した場合の研究機関における**懲戒処分**、公的研究費申請**資格制限**、**研究費の返還等の措置**について説明

(※本学HPに掲載 <http://www.tmd.ac.jp/tmd-research/rule/prevention-injustice/>)



不正使用等の防止に関する取組(1)

ガイドライン策定の経緯

- 平成18年12月:「研究費の不正対策検討会」(科学技術・学術政策局長決定)において、「研究費の不正対策検討会報告書」を取りまとめ
- 平成18年8月: **総合科学技術会議**において、「**公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)**」を策定
- 平成19年2月: **文部科学省**において、「**研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)**」を大臣決定、通知。

不正使用等を引き起こす要因

1. 研究者の意識の問題

- 自ら獲得した研究費＝自分のお金であるという誤った認識
- 研究遂行の為に不正もやむを得ず
- 公金であるという基本認識の欠如

2. 研究機関の組織の問題

- 機関内の責任体系
 - 機関内ルール
 - 不正防止推進部署の設置
 - 発注・検収のチェックシステム
 - 内部監査・モニタリング
- 等が不十分

3. 競争的資金等の制度・運用に関する問題

- 研究費の柔軟かつ効率的な執行が必要
 - ・単年度会計主義
 - ・繰越、費目間流用制限
 - ・制度間で異なるルール

不正使用等の防止に向けた取組

不正者に対する罰則の強化等

- **不正者に対する罰則の強化等**
 - ・応募資格停止の措置(最大5年間)【科研費,H15】
 - ・機関管理の義務づけ【科研費,H16】
 - ・文部科学省の応募資格停止の一斉適用【文科省,H16】
 - ・府省共通の応募資格停止の一斉適用【関係府省,H17】
 - ・府省共通の応募資格制限期間の厳罰化【関係府省,H24】
 - ・研究者氏名を含む不正事案の公表【文科省,H26】

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)の策定(H19.2)【文科省】

※H26年2月に改正

- ガイドラインに基づく**研究機関の体制整備状況の確認**
 - ・機関に対し、体制整備の実施状況報告書の提出を要請
 - ・分析結果報告書の作成・公表
 - ・現地調査の実施(H24:14機関、H23:61機関、H22:65機関)
- 研究機関の事務担当者に対する研修会**を毎年開催(H25:10か所、H24:8か所)
- 履行状況調査**(H25:36機関、H24:18機関)
- 機動調査**
- フォローアップ調査**
- 特別調査**

競争的資金の制度改革に向けた取組

- 平成23年度科学・技術施策重要アクション・プラン**【CSTP+関係府省】
 - ・繰越手続きの簡略化・弾力化
 - ・費目の統一化
 - ・費目間流用制限の緩和
- 科学研究費助成事業の一部基金化**【科研費、H23～】、**調整金の導入**【科研費、H25～】
 - ・単年度会計の制約を無くし、複数年度にわたり柔軟な執行が可能な基金化を実現
 - ・研究費の前倒し使用や次年度使用を可能にする「調整金」を導入

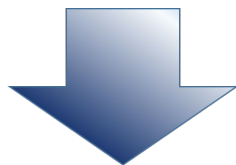


不正に関する研究機関の影響と対応

研究不正は組織全体の信用の失墜へ繋がり、あらゆる面で重大な影響を与えます。

→ 不正を事前に防止するための体制整備が重要

研究不正の発生



- ① 組織の信用が失墜
- ② 不正調査のために多大なコストと時間が発生
- ③ 不正が認定された場合、研究費の削減・返還、体制整備状況の調査対象にされるなど、様々なペナルティが科せられる。



競争的研究費の応募資格制限

平成24年度の「競争的資金の適正な執行に関する指針」の改正において、特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じて、応募資格を制限することとした。

平成25年度予算以降の事業（継続事業も含む）に適用

応募制限の対象者	私的流用	不正使用の程度と応募制限期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合	10年
	私的流用以外 (※)	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合 10年
		② ①及び③以外の場合 2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合 1年
不正受給を行った研究者と共謀者	私的流用かを問わず	5年
善管注意義務違反を行った研究者	私的流用かを問わず	不正使用を行った者の応募制限期間の半分 (上限2年、下限1年、端数切捨て)

※社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は、応募資格を制限せず、厳重注意を通知する。

※文部科学省競争的研究費調整室資料より引用



研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)の改正について(1)

I. 改正の背景・趣旨

- 平成25年8月、文部科学副大臣の下に、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」を設置し、これまでの対応の総括を行うとともに、今後の対応策等を検討し、同年9月に中間取りまとめを行った。
- これを受け、研究振興局に置かれた「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」における議論を踏まえ、中間取りまとめの基本方針である、①不正を事前に防止するための取組、②組織としての管理責任の明確化、③国による監視と支援について新たな基準を整備するとともに、これまでの各機関の取組状況や近年の研究不正の発生要因も考慮しつつ、現行ガイドラインの具体化・明確化を図り、改正案を取りまとめた。

II. 改正の概要

①不正を事前に防止するための取組

- すべての構成員(研究者及び事務職員)の意識の浸透を図るため、コンプライアンス教育の受講義務化と受講管理(誓約書の徴取を含む)の徹底[第2節(3)関係]
- 研究者個人への抑止と機関の社会に対する透明性を高めるため、不正事案の氏名を含む調査結果の公表の徹底[第2節(4)関係]
- 不正を抑止するための環境の整備を促進するため、
 - ・ 不正使用に関する緊急・臨時の案件に対する国の機動調査の実施[第7節(1)関係]
 - ・ 特殊な役務(プログラム開発等)に関する検収の実施と具体的方法を提示[第4節関係]
 - ・ 不正リスクに対する抜き打ちなどを含めた重点的なリスクアプローチ監査の実施[第6節関係]
 - ・ 取引業者に対する誓約書の徴取、過去の不正取引の自己申告に対する減免措置等も含めた癒着防止のための対策の周知徹底[第4節関係]

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)の改正について(2)

②組織の管理責任の明確化

- 内部統制の強化を図るため、新たに、コンプライアンス教育の受講管理、競争的資金等の管理・執行のモニタリング・改善指導の役割を担う「**コンプライアンス推進責任者**」を設置[第1節関係]
- 責任者の管理監督責任・役割等の明確化のため、
 - ・ **懲戒規程を含む内部規程へのこれらの位置付け・整備**を促進[第2節(4)関係]
 - ・ **処分の手続き等を含む、諸規程の積極的な情報発信**を要請[第5節関係]
- 迅速な全容解明のため、
 - ・ **不正調査の期限(原則210日以内)の設定**[第2節(4)関係]
 - ・ **調査報告遅延による研究者個人への研究費執行停止等及び機関への当該競争的資金に係る間接経費の削減措置(日数に応じ、最大10%)の導入**[第8節関係]
- 機関の管理責任の下、体制整備を促進するため、
 - ①**管理条件の付与*/管理条件の履行が認められない場合、②競争的資金制度の間接経費の削減(段階に応じ、最大15%)、③配分停止**等の段階的な措置導入[第7節(2)関係]

※管理条件・・・機関に対する体制整備の改善事項及びその履行期限を示した資金交付継続の条件

③国による監視と支援

- 国の機関に対する監視・情報発信機能を高めるため、
 - ・ 機関への**調査・モニタリング機能の多様化・強化(機動調査の導入等)**[第7節(1)関係]
 - ・ 機関の実効性ある取組事例も含めた、**調査結果の公表等による情報発信の強化・組織改革への支援**[第7節(1)関係]
- 機関の内部調査等の透明性を高めるため、**第三者的な視点の導入(告発窓口の第三者機関等への設置、第三者を含む調査委員会の設置等)**を要請[第2節(4)関係]
- 機関の不正防止対策を支援するため、調査報告書ひな形、内部規程に盛り込むべき具体的事項、自己点検チェックシート等を提示

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)の改正について(3)

④ 現行基準の具体化・明確化

- 発注・検収、出張、非常勤雇用管理等[第4節関係]、内部監査[第6節関係]の具体的方法等について、それぞれ明示 など
- 近年の研究不正に見られるリスク[第3節(1)関係]・対策[第4節関係]等を明示
(例)第三者チェックをすり抜ける取引業者による持ち帰りや反復使用 など

Ⅲ. 適用時期

- 平成26年度から適用し、間接経費措置額の削減等の措置は、平成26年度当初予算以降(継続も含む)における競争的資金制度を対象とする。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm



研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正概要 （令和3年2月改正 文部科学大臣決定）

改正の背景

- ガイドラインに基づく管理・監査体制については、各研究機関において土台となる基本的体制が整備され、不正防止の取組が行われてきたが、依然として様々な形で研究費不正が発生し続けている。
 - 【件数】平成26年度のガイドライン改正後も、研究費不正の認定件数は毎年10件程度で推移
 - 【種別】「物品・役務」の不正が減少する一方、「謝金・給与」及び「旅費」の不正が増加傾向
 - 【要因】①不正防止のPDCAサイクルの形骸化、②組織全体への不正防止意識の不徹底、③内部牽制の脆弱性
- 我が国の科学技術・学術の発展のためには、研究費不正を起こさせない環境を構築し、不正を根絶することが急務。

改正の内容 ～研究費不正根絶のために～

- 研究機関全体の意識改革を図り、研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成するために、以下の3項目を柱に不正防止対策を強化。
- これまでの各研究機関の取組状況や不正事案の発生要因を踏まえ、従前のガイドラインの記述の具体化・明確化を図る。

<不正防止対策強化の3本柱>

ガバナンスの強化

～不正根絶に向けた最高管理責任者のリーダーシップと役割の明確化～

- ✓ 最高管理責任者による不正根絶への強い決意表明と役員会等での審議の要件化
- ✓ 監事に求められる役割として、不正防止に関する内部統制の状況を機関全体の観点から確認し意見を述べることを要件化
- ✓ 効果的な内部統制運用のため不正防止のPDCAサイクルを徹底
【不正防止計画への内部監査結果の反映等】

意識改革

～コンプライアンス教育・啓発活動による全構成員への不正防止意識の浸透～

- ✓ 統括管理責任者が行う対策として、不正を防止する組織風土を形成するための総合的な取組のプロデュースを要件化
- ✓ 不正根絶に向けた啓発活動（意識の向上と浸透）の継続的な実施を要件化
- ✓ 啓発活動は、コンプライアンス教育と併用・補完し内部監査の結果など認識の共有を図る

不正防止システムの強化

～監査機能の強化と不正を行える「機会」の根絶～

- ✓ 内部監査の実施にあたり専門的な知識を有する者（公認会計士等）の参画を要件化
- ✓ 監事・会計監査人・内部監査部門の連携を強化し、不正防止システムのチェック機能を強化
- ✓ コーポレートカードの利用等、研究者を支払いに関与させない支出方法の導入等

整備

各研究機関：令和3年度を「不正防止対策強化年度」と位置付け、各機関で再点検を行い体制整備を推進
文部科学省：各研究機関における体制整備状況のモニタリング及び指導を強化

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準） 骨子

第1節 機関内の責任体系の明確化

- (1) 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化 ※最高管理責任者及び統括管理責任者の役割を追加
- (2) 監事に求められる役割の明確化 【新設】

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透） ※啓発活動を新設
- (2) ルールの明確化・統一化
- (3) 職務権限の明確化
- (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置 ※不正防止計画推進部署と内部監査部門の連携の強化
- (2) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施 ※不正防止計画へ内部監査結果を反映させることを追加

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

※コーポレートカードの利用等による不正防止対策の強化

第5節 情報発信・共有化の推進

第6節 モニタリングの在り方

- ※内部監査における専門的知識を有する者（公認会計士等）の活用
- ※監事・会計監査人・内部監査部門の連携
- ※内部監査結果の周知と機関全体としての再発防止の徹底

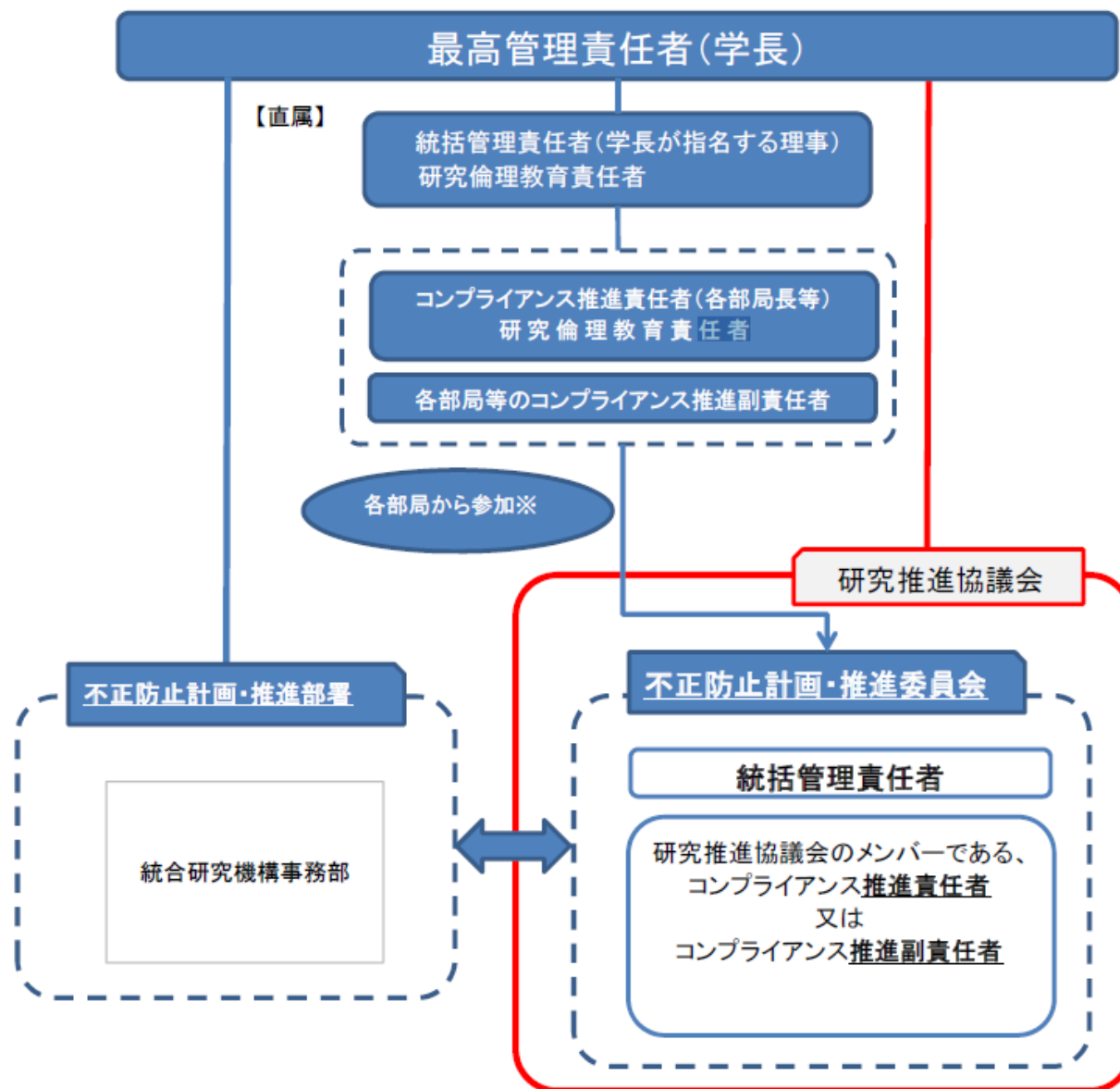
第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング、指導及び是正措置の在り方

第8節 文部科学省、配分機関による競争的研究費等における不正への対応

【文科省HP】https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm



東京医科歯科大学の研究不正防止体制



各部署等

- ・医学部
- ・歯学部
- ・病院
- ・教養部
- ・生体材料工学研究所
- ・難治疾患研究所
- ・統合研究機構
- ・統合イノベーション機構
- ・統合国際機構
- ・統合情報機構
- ・統合教育機構
- ・スポーツサイエンス機構
- ・学生支援・保健管理機構

※統合教育機構、統合国際機構、統合情報機構、学生支援・保健管理機構、スポーツサイエンス機構は、不正防止計画・推進委員会及び不正防止計画・推進部署と連携を密にとる。



国立大学法人東京医科歯科大学における 研究費の不正使用防止に関する基本方針

本学は、研究費の不正使用を防止するため、**研究費の運営・管理を含む研究活動に関わる全ての構成員**（以下「全ての構成員」という。）が遵守すべき基本方針を次の通り定める。

- 1 不正使用防止対策に関する責任体制を明確化するとともに、学内外に周知・公表する。
- 2 研究実施及び研究費執行に関する事務処理手続きのルール及び事務処理に関する権限と責任について明確化するとともに、全ての構成員の意識向上を図り、不正に対する抑止機能を備えた環境の構築を図る。
- 3 不正使用を発生させる要因を把握し、研究活動不正防止計画を策定・実施することにより、全ての構成員の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止する。
- 4 研究費の使用に関するルールを明確に定め、適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
- 5 研究費の適正な管理のため、全学的な視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。



IV 法令の遵守等

●法令の遵守等

- 14 **全ての構成員は**、公的研究費の運営・管理を含む研究活動に関する研修・説明会等に積極的に参加し、関係法令、学内諸規則等の知識習得やルールを理解に努め、これを遵守する。

●公的研究費の適正使用

- 15 **全ての構成員は**、公的研究費の原資が国民の税金であることを認識し、その使用に関する説明責任を自覚する。

●事務職員の責務

- 16 事務職員は、本学の研究活動の特性等を理解し、専門的知識・能力をもって公的研究費の適正な執行を確保する。

●相互連携

- 17 **全ての構成員は**、相互に連携を取り、**研究活動上の不正行為(研究費の不正使用を含む。)**を未然に防止するよう努める。



研究機関における不正使用事例

(令和4年度に提出された最終報告書)

※文部科学省HP【研究機関における不正使用事案について】から抜粋

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

No.	研究機関名	不正の種別	不正使用額	不正が行われた年度
1	福岡教育大学	目的外使用	116,840円	令和元,2年度
2	東海国立大学機構名古屋大学	旅費の架空請求及び過大請求、還流行為	11,312,228円	平成26年度～令和2年度
3	早稲田大学	架空請求(カラ謝金)、還流行為	102,000円	平成22年度
4	法政大学	目的外使用	218,737円	平成27,29,30年度
5	北九州市立大学	目的外使用、不適切な物品管理	304,254円	平成26年度～平成29年度
6	駒澤大学	目的外使用	3,960円	令和元年度
7	早稲田大学	旅費の虚偽請求	763,264円	平成29年度～令和元年度



参考：過去の内部監査における事例について

【事例1】換金性の高い物品

- 研究費の執行が全て3月末
- 購入物品はPC、タブレット、デジタルカメラ

- ※デジタル機器がいけないということではなく、**使用用途が不透明**。
- ※**換金性の高い物品**については厳重な物品管理が必要。
- ※特に年度末に購入していた場合、**研究計画との整合性**が図れない。
- ※経費は**研究計画に沿って計画的に執行**する必要がある。

【事例2】年度末執行・不透明な使途、金額による契約

- 年度末の役務、消耗品等の金額が市場価格や学内の他の契約と比べて、明らかに高額だった。

- ※年度末の**不透明な経費執行**は取引業者への預け金が疑われる。
- ※特に特定の取引業者との取引が多いと**癒着も疑われる**ため、注意が必要

**【事例3】納品書の受領日のサイン漏れや、納品後に見積もりを行っている
と見受けられる事例※多数事例あり**

○秘書や大学院生が物品を受領した後、研究代表者が物品をどのように納品確認しているか明確でないケース

○この場合、研究代表者自身が直接納品に立ち会うことは現実的に難しいので、分野内での納品物品の代理受領時の取り扱いについて運用を決めておくといよい。



分野内で運用方法について、
大学院生・留学生も含めて共通認識が必要



参考：過去の外部資金等監査における事例について

【事例1】旅費の支出と出勤簿の乖離

- 出勤簿で「出張」とあったが、収支簿には旅費が計上されていない。
 - ※当該事業関連以外の出張は認められない場合、**出張の目的や支出経費の性質を考慮**する必要がある。
 - ※事業に関連しない出張の場合、**旅費や人件費を減額**される。

【事例2】旅費の支出と出勤簿の乖離

- 収支簿で旅費を計上していることが確認できるが（出張報告書の添付資料からも確認済）、労働状況記録簿には「出張」の記載はなく、出勤・退勤時間も印字されていた。
 - ※勤務実態と、経費の計上との乖離がある場合、**実際に出張したことが証明できないと、カラ出張が指摘**される場合がある。
 - 出張時の**出勤簿との整合性**には注意が必要。

【事例3】年度末執行

- 事業の最終年度の3月に多くの設備備品等の納品があった。
 - ※**研究計画との整合性**が図れない。
 - ※経費は**研究計画に沿って計画的に執行**する必要がある。



公的研究費の適切な執行のためには・・・

①研究費に対する正しい理解が必要

研究者自身が経費について責任を負っている。
研修会への参加、部局・分野内での定期的な教育啓発

②公的研究費や学内規則等のルールの遵守

わからないことや疑問に思うことがあったら事務に相談
・不正防止計画・推進部署
・財務経理課各担当係

③分野内での意識共有・相互チェック体制の確立

研究グループ内、研究者＝研究支援者・事務補佐員も含まれる。



研究活動上の不正行為防止 ハンドブック



はじめに	1
1. 基本理念	2
2. 教職員と大学院生の責務	3
3. 不正防止責任体制	4
4. 研究活動上の不正行為	6
(1) 特定不正行為	
(2) その他の不正行為	
(3) なぜ不正行為が起きるのか？	
5. 医学研究推進における倫理と不正行為	9
(1) 医学研究推進における様々な倫理	
(2) 安全で適正な研究のための体系	
(3) 臨床研究の研究倫理審査の体系	
(4) 臨床研究における各種申請手続き（サポート体制）	
(5) 臨床研究（医学部附属病院）におけるガバナンス体制	
6. 環境安全管理室	17
(1) 環境安全管理室の概要と業務	
(2) 環境安全管理体制	
(3) 化学物質管理支援システム	
7. 不正行為への対応	19
(1) 不正が疑われる場合の処理手順	
(2) 不正と認定された場合	
(3) 競争的資金の応募資格の停止期間	
(4) 不正行為の防止に関する対応窓口	
8. 研究費の適正な執行	24
(1) 研究費の種類について	
(2) 研究費の執行ルール	
(3) 物品検収センター	
9. 産学官連携リスクマネジメント	26
(1) 産学官連携リスクマネジメントとは	
(2) 契約遵守	
(3) 連携の制度・契約の種類	
(4) 法令遵守	
(5) 利益相反マネジメント	
10. e ラーニング（コンプライアンス・研究倫理教育）の受講と誓約書の提出	33
11. Q and A	35
12. 行動規範と不正行為防止規則	37

公的研究費に係るeラーニングの受講について

一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供する研究倫理教育eラーニングのAPRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）（旧：CITI Japan eラーニングプログラム）を導入

- 同eラーニングを受講・修了しない研究者は、主な公的研究費（科研費やJST、AMEDのグラント等）に**応募不可**
- 対象は、新たに採用等となった教職員、同eラーニングを未受講・修了者のうち、本学の研究活動に参画する者、公的研究費に応募する者、研究関連事務担当者（事務含む）
- **研究者**の有効期限は**5年**
- 詳細は学内一斉メールにて周知



公的研究費に係るeラーニングについて

GROUPSESSION | TMDU電子決裁システム | 国立大学法人 東京医科歯科大学

https://www.tmd.ac.jp

国立大学法人 東京医科歯科大学
TMDU
TOKYO MEDICAL AND DENTAL UNIVERSITY

- 大学案内
Outline
- 入学案内
Admissions
- 学生生活
Campus Life
- 教育・研究
Education / Research
- 大学病院
University Hospitals
- 研究・連携
Research / Collaborate
- 国際交流
International Exchange
- Videos

- 外部資金
- 研究手続き
- 研究活動
- 研究組織
- 取り組み・規制
- 事務部

- 研究不正の防止
- 安全保障輸出管理
- 利益相反
- 規則・取り組み

https://www.tmd.ac.jp/tmd-research/rule/prevention-injustice/

研究不正に関する教育コンテンツ

公的研究費に係る教職員は、下記のAPRINのeラーニングコンテンツを受講して下さい。
今後、公的研究費に応募する際、このようなコンプライアンス・倫理教育を受けていることが必須となります。
研究者のみならず、公的研究費を取り扱う事務職員・事務補佐員や大学院生・研究支援者も受講する必要があります。



上記バナーから、APRINのeラーニングコンテンツサイトへ遷移します。

[【教職員・大学院生共通】公的研究費に係るeラーニングの受講手順について](#) (PDF)
[【教職員・大学院生共通】APRIN eラーニング受講単元一覧表](#) (PDF)
[【教職員】受講対象者・受講コース](#) (PDF)
[【大学院生】受講対象者・受講コース](#) (PDF)
[【教職員・大学院生共通】受講者マニュアル](#) (PDF)
[【教職員・大学院生共通】UsersManual](#) (PDF)

ユーザー名は統合ID、パスワードは学内一斉メールで周知。

一般財団法人公正研究推進協会 (APRIN) 提供
研究倫理教育eラーニング
The research ethics education

APRIN eラーニングプログラム (eAPRIN) APRIN e-learning program (eAPRIN)

日本語	English
ログイン	Log In
ユーザー名・パスワードを忘れた方 受講者マニュアルはこちら FAQはこちら	Forgot Username or Password? View the User's Manual
JST事業計画書の方へ (成績開示・確認手順書) For Researchers who are part of new projects funded by JST (Grade Disclosure & Checking Procedures)	
APRIN eラーニングプログラムについて / About APRIN e-learning program APRIN ホームページへ / Go to APRIN's homepage	
 個人情報保護方針 / Privacy Policy	